

平成 28 年度校務改善表彰実施要項

1 目的

区市町村立小学校、中学校における校務改善について、組織的・効率的な学校運営を実現するなど、先進的な取組をし、功績をあげた学校・団体及び貢献度の高い個人に対し、東京都教育委員会教育長名で表彰し、これを広く周知することにより、校務改善の促進に資する。

2 表彰区分

- (1) 学校・団体表彰
- (2) 個人表彰

3 対象

- (1) 学校・団体表彰

区市町村立小学校、中学校のうち、校務改善の取組について功績をあげた学校

- (2) 個人表彰

校長・副校長・主幹教諭・主任教諭・教諭・都事務職員・都用務職員のうち、校務改善の取組について貢献度の高い者

4 候補者の推薦及び被推薦者数

- (1) 各区市町村教育委員会は、教育長が別途示す数の学校・団体及び個人を推薦できる。
- (2) 教育庁各部、教育事務所及び教育庁出張所は、上記(1)とは別に学校・団体及び個人を推薦できる。

5 被表彰者の決定

推薦された学校・団体及び個人の中から、校務改善表彰審査会の審査を経て、決定する。ただし、本表彰の推薦者が、校務改善で東京都教育委員会表彰及び文部科学大臣表彰の被表彰者となった場合は、当表彰の被表彰者にしない。

6 校務改善表彰審査会

- (1) 審査会は、座長、副座長及び委員をもって組織する。
- (2) 座長は、人事部長をもって充てる。
- (3) 副座長は、人事企画担当部長をもって充てる。
- (4) 委員は、次の職にある者をもって充てる。
 - 一 総務部総務課長
 - 二 総務部人事担当課長
 - 三 地域教育支援部義務教育課長
 - 四 指導部指導企画課長
 - 五 指導部義務教育特別支援教育指導課長
 - 六 人事部人事計画課長
 - 七 人事部職員課長
 - 八 人事部主任管理主事
 - 九 教職員任用担当課長（小中）
 - 十 教職員任用担当課長（任用）

7 留意事項

- (1) 候補者の推薦に当たっては、教職員のモラールアップを図る観点から、日々職務に精励し、優れた業績を上げている若手・中堅の教職員に対して十分配慮し、年齢、性別、役職、分野等にとらわれることなく、広い範囲から検討すること。
- (2) 単に、教育関係団体等の役職の地位にあることのみを理由とした推薦は行わないこと。また、法令違反、社会的不道徳のある場合等、都民感情にそぐわない者を推薦することのないよう注意すること。特に犯歴（道路交通法違反を含む。）のある者については、推薦しないこと。
- (3) 個人表彰の候補者の所属する学校・団体が、学校・団体表彰と重複しないようにすること。